

高松市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和6年2月29日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同		大	西	均
同		大	西	智
同		山	下	誠

令和5年度

## 監査結果報告書（財政援助団体等監査）

監査対象団体 高松市農産物ごじまん品推進協議会



高松産ごじまん品

高松市監査委員

# 令和5年度財政援助団体等監査の結果について

## 1 監査基準への準拠

令和5年度の財政援助団体等監査は、高松市監査基準に準拠して実施した。

## 2 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく財政援助団体等監査

## 3 監査の対象

### (1) 対象局（所管課）

創造都市推進局（農林水産課）

### (2) 対象団体

高松市農産物ごじまん品推進協議会

## 4 監査対象事務等

局及び団体	監査対象事務
創造都市推進局 （農林水産課）	令和4年度及び5年度における、高松市農産物ごじまん品推進協議会への財政的援助に係る出納その他の事務
高松市農産物ごじまん品推進協議会	令和4年度及び5年度における、高松市からの財政的援助に係る出納その他の事務

## 5 監査の着眼点

前記監査対象事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかなどを主眼として、監査を実施した。

## 6 監査の主な実施内容

監査に当たっては、対象局及び対象団体から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

## 7 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 監査委員事務局ほか

(2) 実施日程 令和5年11月13日から6年1月29日まで

## 8 監査の結果

監査対象局及び監査対象団体の出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善が望まれる事項が認められた。

今後とも、市民の信頼を得られるように、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

また、当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

局及び団体	指摘	意見	合計
創造都市推進局 (農林水産課)	—	1	1
高松市農産物ごじまん品推進協議会	—	2	2
合計	—	3	3

※指摘・・・条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※意見・・・組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

# 高松市農産物ごじまん品推進協議会について

## 1 団体の概要

- (1) 団体名  
高松市農産物ごじまん品推進協議会
- (2) 組織（役員）  
会長1名、副会長3名、委員7名、監事2名
- (3) 主な活動内容
  - ア 生活者に対する高松市農業PRの推進
  - イ 産直施設の活用等による共生型農業の推進
  - ウ 市場流通における地産地消の推進
  - エ 地場農産物による加工品の普及
  - オ 食育の推進
- (4) 主な収入  
高松市補助金、香川県農業協同組合負担金

## 2 実施事業の内容（本市の補助事業）

- (1) 補助事業名  
高松ブランド農産物育成支援事業
- (2) 補助開始年度  
平成15年度
- (3) 補助事業の概要
  - ア 情報発信・生産振興等対策事業  
高松産ごじまん品に関する情報の発信を行うとともに、地元農産物等の生産振興を図る。
  - イ 展示販売・食育等推進事業  
高松産ごじまん品の展示・販売を通じ、生産者と消費者の交流を促すとともに、地元農産物の消費拡大を図るほか、農業体験教室等の開催を通じ、地産地消・食育を推進する。
- (4) 補助の目的及び効果  
地産地消を基本とした共生型農業の推進及び食に対する理解と信頼の増進、並びに市内農産物の需要拡大と市民の健康で豊かな食生活の実現を図る。

## 3 本市からの補助金の名称及び決算額

（単位：千円）

名称	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高松ブランド農産物育成支援事業補助金	2,995	1,827	1,810	2,152	2,500

※令和5年度については、予算額

## 令和5年度財政援助団体等監査結果一覧

結果No.	区分	項目	公表文 該当ページ	局及び団体
1	意見	補助金の交付について	P5	創造都市推進局 (農林水産課)
2	意見	補助金の精算に係る事務処理について	P6	高松市農産物ごじまん品 推進協議会
3	意見	文書や会計帳簿等の保存期間について	P7	

# 財政援助団体等監査結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局

令和5年度／創造都市推進局

告示番号	高松市監査委員告示第7号	告示日	令和6年2月29日
所管課等	創造都市推進局 (農林水産課)	区分	意見
意見の項目	補助金の交付について		
意見を付す理由	令和4年度高松ブランド農産物育成支援事業に係る補助金の実績報告書を確認したところ、収支決算においては、事業費の大部分に本市からの補助金と香川県農業協同組合からの負担金を充当しており、多額の前年度繰越金が発生しているにもかかわらず、ほとんど充当されていなかった。		
意見	補助金等実績報告の審査に当たっては、補助の目的や内容等を十分に確認した上で、補助金額を確定するとともに、繰越金の状況を考慮しながら、本市の負担割合について再考するなど、補助金のより適切な執行に努められたい。		
根拠法令・通知等	予算の執行方針について（依命通達）		
内容	<p>予算執行における指示事項（全局）</p> <p>3 補助金等の適正な執行</p> <p>補助の目的、内容等を精査の上、繰越金があるものは、廃止・休止・縮減を行うとともに、本市の負担割合について再考するなど、より適切な執行に努めること。</p>		

# 財政援助団体等監査結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局

令和5年度／高松市農産物ごじまん品推進協議会

告示番号	高松市監査委員告示第7号	告示日	令和6年2月29日
所管課等	高松市農産物ごじまん品 推進協議会	区分	意見
意見の項目	補助金の精算に係る事務処理について		
意見を付す理由	令和4年度高松ブランド農産物育成支援事業に係る補助金の実績報告書を確認したところ、収支決算においては、事業費の大部分に本市からの補助金と香川県農業協同組合からの負担金を充当しており、多額の前年度繰越金が発生しているにもかかわらず、ほとんど充当されていなかった。		
意見	高松市農産物ごじまん品推進協議会における補助事業の収支決算に当たっては、繰越金の詳細を明示するとともに、繰越金の状況を考慮した上で、事業費を算定・精算し、補助金額を確定されたい。		



# 財政援助団体等監査結果

結果No.

No.3

監査実施年度／対象団体

令和5年度／高松市農産物ごじまん品推進協議会

告示番号	高松市監査委員告示第7号	告示日	令和6年2月29日
所管課等	高松市農産物ごじまん品 推進協議会	区分	意見
意見の項目	文書や会計帳簿等の保存期間について		
意見を付す理由	高松市農産物ごじまん品推進協議会（以下「協議会」という。）における文書のほか、予算・決算書類や会計帳簿・伝票、証ひょうの保存期間については、協議会の文書取扱規程や会計処理規程において、5年と定められている。		

意見	協議会における本市補助事業に関する文書や会計帳簿等の保存期間については、本市の行政文書の保存期間が10年であることや、過去に遡及して説明責任を求められる場合も考慮し、本市の取扱いに準じた保存期間となるよう、関係規程等の改正を検討されたい。
----	---

根拠法令・通知等	高松市農産物ごじまん品推進協議会 文書取扱規程
内容	（保存期間） 第17条 文書の保存期間は、次のとおりとする。 （区分） （保存期間） 市補助事業に関するもの 5年 調査回答に関するもの 1年
根拠法令・通知等	高松市農産物ごじまん品推進協議会 会計処理規程
内容	（帳簿書類の保存及び処分） 第7条 会計に関する帳簿、伝票及び書類等の保存期間は次の各号に掲げるものとする。 （1）予算及び決算書類 5年 （2）会計帳簿及び会計伝票 5年 （3）証ひょう（領収書その他支出の正当性を立証する書類をいう。以下同じ。） 5年 （4）その他の書類 3年
根拠法令・通知等	高松市行政文書管理規程
内容	別表第3（第32条関係） 行政文書保存期間基準表 1.4 収入・支出に関する行政文書で、5年を超えて保存する必要があるもの 10年